

但初鶴、初菱喰は献上可仕候事、

一鶴、白鳥、菱喰、雁、鴨、なま鳥、鹽鳥、三ヶ年之内は、音物并振廻之料理に遣ひ候事無用に候、此外の鳥は、音物料理等にも遣ひ不苦候、雁、鴨爲養生給料に相用候儀は、勝手次第之事○中、右之趣堅可相守候以上、

七月

享保五子年四月

覺

一 去々年より當年中、鶴、白鳥、菱喰、鴈、鴨献上、且又音物仕間敷由相達候得共、鶴は自今も相用申間敷候、白鳥、菱喰、鴈、鴨者、當冬より献上、并音物に可仕候、左候得者献上者、二ツ宛音物には二ツ或は壹ツ可爲勝手次第事、

但前より右之鳥壹ツ献上候分者、尤其通に可相心得候、

一 鶴、白鳥、菱喰、鴈、鴨振舞之料理に出し候儀は、去々年觸候通に相心得、重而相達候迄者可爲無用候事○中、

四月

捕鳥制度

〔徳川禁令考四十四、殺生禁止〕寶永七寅年六月十八日、江戸近邊ニ而鳥をさし候儀、停止之事、

覺

一 頃日江戸并近邊ニ而鳥をさし候ものこれあるよし相聞候、前々より御餌差之外、江戸近邊ニは鳥指候儀、停止ニ候處、猥成儀ニ候間、彌停止たるべき事、
一 魚鳥取候儀、御堀廻り并停止之場所、殺生仕間鋪事、

以上